

事務連絡
平成24年8月9日

北海道労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年6月29日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 北海道労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 []
[]
[] ため、業務上の
疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡
平成 2 4 年 8 月 9 日

静岡労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について (回答)

平成 2 4 年 1 月 2 7 日付けで協議のあった下記 1 の事案について、下記 2 の
とおり回答する。

記

1 静岡労働局 労働基準監督署 事案

2 本件については、
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted] ところ

ろである。

以上から、石綿による肺がんと認めることは困難であることから、業務外
として取り扱われたい。

事務連絡
平成24年8月9日

福岡労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年6月11日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 福岡労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件請求人に発現した胸水は「良性石綿胸水」と認められ、 []
[] ものと認められる。
したがって、本件については、業務上の疾病による死亡に該当するものとして取り扱われたい。
療養補償給付については、 []
[] を
支給対象とすること。
また、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について、休業補償給付の支給対象となる。